

保振投信 18 第 96 号
平成 19 年 3 月 8 日

投資信託振替制度
業務担当者 各位

(株)証券保管振替機構
投資信託振替業務部

制度参加者の会社合併時におけるシステム処理上の留意点について

投信振替システムにおいては、新規記録申請や抹消(解約)申請等における各種申請データに設定されたコード(機構加入者コードや発行会社コード、受託会社コード、指定販売会社コード等)について、その存在チェックや各種マスタとの整合性チェックを行っております。

このようななか、制度参加者において会社合併等が行われた場合、決済日が合併日を跨ぐような申請データについては、申請時に設定されたコードが非存続会社のコードであるため、当該申請の決済日前営業日の夜間バッチ処理において、整合性エラーとなり、取消処理されることとなります(「別紙1」参照)。

この場合、発行者又は機構加入者におかれましては、取消処理がされた申請について、決済日当日に合併後の新コードにて再度申請を行っていただく必要がございますので御留意願います。

対象データ： 抹消(解約)申請(DVP)/先日付
抹消(解約)申請(非DVP)/先日付
振替申請/先日付

対象項目： 機構加入者コード
(対象となるコード) 指定販売会社コード
発行者コード
受託会社コード(原受託)(1)
受託会社コード(接続先)(1)
日銀ネット資金決済会社コード(2)

- 1 投信振替システムにて自動設定(申請入力時の設定項目ではない。)
- 2 DVP 決済のみ設定可能。申請入力時に未設定であれば投信振替システムにて自動設定

< 例 1 > 指定販売会社Aと指定販売会社Bの合併（指定販売会社Aが存続会社）

指定販売会社Bに係る申請データ（T+3銘柄の場合）

日付	X-3日	X-2日	X-1日	X日（合併日）	X+1	X+2
投信振替システム	旧コード			新コード		
抹消（解約）申請	申請 （旧コード）		決済	取消処理		
		申請 （旧コード）		X	取消処理	
			申請 （旧コード）		X	
				申請 （新コード）		決済
振替申請 （買取に伴う振替 申請を先日付で行 う場合）	申請 （旧コード）		決済	取消処理		
		申請 （旧コード）		X	取消処理	
			申請 （旧コード）		X	
				申請 （新コード）		決済

* 取消処理がされた場合、決済日の業務開始時に、発行者及び受託銀行に対して取消通知が配信されるが、非存続会社（指定販売会社B）に対しては配信されない。ただし、当該非存続会社が間接口座管理機関である場合には、上位の直接口座管理機関に対しては配信される。

< 例 2 > 発行者Cと発行者Dの合併（発行者Cが存続会社）

発行者Dが取扱う銘柄の申請データ（T+3銘柄の場合）

日付	X-3日	X-2日	X-1日	X日（合併日）	X+1	X+2
投信振替システム	旧コード			新コード		
抹消（解約）申請	申請 （旧コード）		決済	取消処理		
		申請 （旧コード）		X	取消処理	
			申請 （旧コード）		X	
				申請 （新コード）		決済
振替申請	振替申請データには、発行者コードは含まれていないため、取消処理はされない。					

* 取消処理がされた場合、決済日の業務開始時に、機構加入者及び受託銀行に対して取消通知が配信されるが、非存続会社（発行者D）に対しては配信されない。

なお、会社合併等、上記ケースに該当する場合には、関係者にて、その具体的な対応方法について十分に御検討いただき、機構に対しても、なるべく早い段階でその旨を連携くださいますよう、よろしく申し上げます。

【本件に関するお問合せ先】
株式会社 証券保管振替機構
投資信託振替業務部
電話番号：03-3661-5674

以 上

8 . 業務処理

o . 抹消（解約・非DVP決済・先日付申請・残高不足による取消時）

